

問題提起

「スポーツ基本法」の制定とこれからの大学体育の課題

福岡教育大学教育学部 中西純司

I. はじめに

「なでしこジャパン」（サッカー日本女子代表）がFIFA女子ワールドカップドイツ2011大会において優勝に輝き、女性スポーツの競技水準の向上が浮き彫りにされるとともに、東日本大震災の被災地復興・支援活動に鋭意努力するわが国にとって、久々に明るい話題となったことは記憶に新しい。政府は、こうした偉業（スポーツの公益性）をたたえ、なでしこジャパンに対して国民栄誉賞を贈ることを決定し、平成23（2011）年8月18日の表彰式において、菅前総理大臣は「東日本大震災の災禍から立ち上がらんとする被災者とすべての国民に対し、困難に立ち向かう勇気とさわやかな感動を与えた」と称賛した。

さて、東日本大震災からの復興策が中心に議論された第177回国会（常会）においては、昭和39（1964）年の東京オリンピック開催を契機に、国民スポーツを振興するための行政課題を定めた「スポーツ振興法」（昭和36（1961）年法律第141号、議員立法）が全面改正され、スポーツに関する基本理念をはじめ、国・地方公共団体の責務、スポーツ団体等の努力等、及びスポーツに関する施策の基本的事項を定めた「スポーツ基本法」（平成23年法律第78号）が議員立法として新たに成立した（平成23年6月9日に衆議院本会議で可決；同年6月17日に参議院本会議で可決、成立）。その後、平成23年6月24日に公布、8月24日に施行され、スポーツ振興法の制定から50年の歳月を経て、わが国においても漸く、スポーツ政策の基本を定める法律がスポーツ基本法として制定された。

今や、スポーツを取り巻く環境や国民の意識は大きく変わり、スポーツが個人の趣味、レジャーや遊びの延長という認識から、菅前総理大臣の称賛のように、スポーツが持つ公益性や社会に与える影響力は誰もが認めるところとなり、すべての人々が各自の生涯生活（日常生活）の中に「スポーツをする－みる－支える（育てる）」といった、「生活文化としてのスポーツ」との多様なかわり方を形成・定着させ、「豊かなスポーツライフ」を創造してゆける21世紀生涯スポーツ社会となったことは言うまでもなからう。

そこで、本稿では、新しい時代の変化に合わせて見直され、世界共通の人類の文化として、わが国におけるスポーツの一層の推進を図るために制定されたスポーツ基本法の成立過程、及びスポーツ基本法の概要等に注目しながら、こうした21世紀生涯スポーツ社会を担う人材の育成をめざす、これからの大学体育の課題について提言してみたい。

II. スポーツ基本法の成立過程：「スポーツ立国」をめぐる議論

日本スポーツ法学会は、平成9（1997）年に「スポーツ基本法要綱案」（前文、一 スポーツに関する権利、二 国および地方公共団体の義務、三 スポーツの保護、四 スポーツ団体の権利と義務、五 スポーツの安全、六 スポーツと環境、七 スポーツに関する国際協調、八 法令制定義務、九 スポーツ振興法との関係）を提言し、スポーツ基本法の立法課題について示した。

しかし残念ながら、スポーツ基本法の制定をめぐる本格的な動きは、今から4年前の平成19（2007）年から始まることになり、ここでは、自由民主党・公明党連立政権下での議論と、平成21（2009）年8月の政権交代後の民主党政権下での議論に分けて、その検討経緯と審議経過等について説明していきたい。

1. 自由民主党・公明党連立政権下での議論と廃案

自由民主党・公明党連立（以下「自公連立」という）政権下におけるスポーツ立国（スポーツ政策）をめぐる議論は、平成19年8月から平成21年7月の衆議院解散までであろう。この議論の発端は、平成18（2006）年12月に設置された、遠藤利明文部科学副大臣の私的諮問機関である「スポーツ振興に関する懇談会」であり、その懇談会の提言である報告書『「スポーツ立国」ニッポン～国家戦略としてのトップスポーツ～』（平成19年8月）にある。この報告書は、「トップスポーツの育成」に主眼を置いているが、「新スポーツ振興法の制定」「スポーツ省（庁）の設置」「財政基盤の確立（文化庁予算と同等の1,000億円をスポーツの育成に投資する）」などは今日の議論にもつながる内容であり、この報告書を受けて平成19年10月には、自由民

主党内に「スポーツ立国調査会」が設置された。

その後、平成19年11月に、先の報告書や同時期に東京都が進めていた2016年東京オリンピック招致活動が契機となり、超党派スポーツ議員連盟の下に「新スポーツ振興法制定プロジェクトチーム」が発足し、専門家、関係団体からのヒアリングや審議を行うなどして、法案作成を進めることとなった。また、平成19年12月には、安倍内閣当時（平成18年）に設置された教育再生会議の「社会総がかりで教育再生を ― 第三次報告 ―」において、スポーツ振興が国の責務であることを法的に明確にすることが提言された。

平成20（2008）年4月には、新スポーツ振興法制定プロジェクトチームのもとに、有識者からなるアドバイザリーボードが設置された。アドバイザリーボードは、1年間にわたる専門的議論（9回）を経た平成21年4月に、スポーツ振興法を全面改定して、スポーツの基本理念を謳った「スポーツ基本法（仮）」を制定するべきであるとの答申を行った。

平成21年5月には、教育再生会議を引き継いだ教育再生懇談会の「これまでの審議のまとめ ― 第四次報告 ―」において、スポーツ基本法の制定やスポーツ庁の設置、及び国策としての競技力の向上・スポーツ振興の強化など、より具体的な事項が提言されるに至った。また同時期に、新スポーツ振興法制定プロジェクトチームが作成した「スポーツ基本法に関する論点整理」が、超党派スポーツ議員連盟総会において了承された。

その後、超党派スポーツ議員連盟による「スポーツ基本法案」提出が模索されたが、「トップ選手の競技力向上」を中心とする自公連立と「地域スポーツの基盤整備」を重視する民主党の理念とが対立したため、平成21年7月14日に、自公連立政権は与党単独で第171回国会（常会）にスポーツ基本法案を議員立法として提出した（第171回国会衆法第52号）。しかし、直後の7月21日の衆議院解散により、法案は審議未了のまま廃案となった。

2. 民主党政権下での議論とスポーツ基本法の成立

平成21年8月の衆議院議員総選挙で政権交代を果たした民主党は、選挙前に策定した「民主党政政策集INDEX2009」で掲げた「スポーツ基本法の制定」という目標達成に向けて平成22（2010）年5月に民主党スポーツ議員連盟を発足させ、本格的な議論を始めた。しかしながら政権交代後も、自公連立は、審議未了・廃案となった自公連立案（第171回国会衆法第52号）に一部修正を加え、平成22年6月11日の第174回国会

（常会）に再提出するが（第174回国会衆法第29号）、第177回国会（常会）まで継続審議となった。

こうした状況の中、民主党政権下の文部科学省は、現場で活躍するアスリート、指導者、有識者等へのヒアリングや地方公共団体等への現地調査を行い、幅広いスポーツ関係者と意見交換を重ねながら、行政課題を点検し、とりまとめた「スポーツ立国戦略（案）」を平成22年7月20日に公開した。その後、この立国戦略（案）について一般国民からの意見募集等を行うために、平成22年7月22日から8月12日までの約3週間にわたって「熟議カケアイ ― 文科省政策創造エンジン ―」を実施し、最終的には中央教育審議会スポーツ・青少年分科会の審議を経て、今後概ね10年間のスポーツ政策の基本的方向性を示す「スポーツ立国戦略」（平成22年8月26日文部科学大臣決定）が策定された。また、この熟議プロセスによる議論後の平成22年8月23日には、日本弁護士連合会による「スポーツ基本法の立法に向けての意見書（平成22年8月20日）」が文部科学大臣に提出されていた。

こうして策定されたスポーツ立国戦略では、「新たなスポーツ文化の確立」という目指す姿のもとに設定された、「1.人（する人、観る人、支える（育てる）人）の重視」「2.連携・協働の推進」といった基本的な考え方に従って、戦略1：ライフステージに応じたスポーツ機会の創造、戦略2：世界で競い合うトップアスリートの育成・強化、戦略3：スポーツ界の連携・協働による「好循環」の創出、戦略4：スポーツ界における透明性や公平・公正性の向上、戦略5：社会全体でスポーツを支える基盤の整備、といった5つの重点戦略が示され、与野党それぞれの立場からのスポーツ政策論議に拍車がかけられた。

民主党スポーツ議員連盟は、改めて専門家や関係団体などからのヒアリング等を行い、平成23年5月16日に民主党としての「スポーツ基本法案」（民主案）をとりまとめた。翌日の5月17日には、超党派スポーツ議員連盟のもとに、民主党、自民党、公明党、共産党、社民党、みんなの党、国民新党及び新党改革から各議員が参加した「スポーツ基本法制定プロジェクトチーム」が設置され、スポーツ基本法案について集中的に議論（3回）が行われ、超党派スポーツ議員連盟総会において5月27日に了承された。

以上のような経過を経て、超党派（衆議院8党派）の共同提案により「スポーツ基本法案」が5月31日の第177回国会（常会）に提出された（第177回国会衆法第11号）。また、第174回国会（常会）から継続審議と

なっていた自公連立案（第174回国会衆法第29号）については、翌6月1日の衆議院文部科学委員会での採決前に撤回された。その後、6月9日に衆議院本会議で、そして6月17日に参議院本会議において全会一致により可決され、ここに5章35条と附則からなる「スポーツ基本法」（平成23年法律第78号）が成立し、6月24日に公布、8月24日には施行された。現在、文部科学省は、中央教育審議会スポーツ・青少年分科会に「スポーツの推進に関する特別委員会」を設置し、文部科学大臣からの「1.スポーツ基本計画の策定について（諮問）」（平成23年9月22日）——スポーツ基本法第九条——に基づいて、平成12（2000）年9月告示の「スポーツ振興基本計画」に続く、新たな「スポーツ基本計画」の年度内策定と平成24年4月実施を目指している。なお、スポーツ基本法の内容（http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/kihonhou/index.htm）や中央教育審議会（スポーツの推進に関する特別委員会）におけるスポーツ基本計画の審議状況（http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo5/010/index.htm）については、文部科学省ホームページに詳しく示されている。

Ⅲ. スポーツ基本法の制定からみた、これからの大学体育の課題

このように、先進国に遅れて成立・制定されたスポーツ基本法は、政権交代という政局の混乱に巻き込まれながら審議・可決されたため、「財源や政策の優先順位がはっきりしない」「スポーツが国益に絡み取られかねない」「スポーツ権が幸福追求権に過ぎない」など、識者からの批判や意見等が多々見られるとともに、それに基づいて策定中のスポーツ基本計画の政策形成過程（審議過程）にも多くの疑問と問題点等が指摘されている。しかしながら、そうした諸点については別稿に譲り、ここでは、こうしたスポーツ基本法の成立過程や概要等を吟味するとともに、現代学生の姿（実態）をも視野に入れながら、これからの大学体育の課題について3点ほど提言していくこととする。

1. 「スポーツ・リテラシー」の学習

スポーツ基本法的前提は、先に示したスポーツ立国戦略にあると言っても過言ではない。とりわけ、戦略3と戦略5がその中核となっていることは言うまでもない。しかし、このスポーツ立国戦略の策定に向けて、文部科学省がスポーツ立国戦略（案）に対する国民の意見を広く募集し、国民間での議論を深めることを期待して設定した同省ホームページ熟議カケアイに投稿

されたコメント数は、最終的に593件に過ぎなかった。他の政策分野のコメント数と比較しなければ正確な判断はできないが、わが国のスポーツ人口数千万人やその普及・振興に携わる数十万人といった数字等を加味すると、体育・スポーツ関係者が政策形成過程に積極的に参画した数字としては極めて低いと言わざるを得ない。

行政への「市民参加・協働」が大きく叫ばれている時代に、わが国の体育・スポーツ環境が今後どのように変わっていくのかを決める、そしてスポーツが私たちの生活や暮らしを豊かにする「文化」だとすれば、私たちの日常生活やスポーツ生活（スポーツライフ）が豊かになっていくのかを左右する重要な政策決定であるにもかかわらず、なぜ体育・スポーツ関係者は「政策的無関心」でいられるのだろうか。批判を覚悟で言うと、筆者には、「スポーツ政策を創るのは『お上の仕事』『自分たちとは無関係』、自分たちの好きなスポーツ（種目）さえできればそれでよい」という、体育・スポーツ界の「無政治的態度」が伝わってくる。

なぜ、これほどにまで「当事者意識」が低いのか。やはり、大学体育を含め「学校体育」に大きな問題があると考えざるを得ない。つまり、こうした当事者意識の低さは、学校体育において、私たちが「スポーツ種目」（ルールや技術・戦略・戦術、及び行い方等）の学習（種目学習）だけは熱心に行っているが、広く「文化としてのスポーツ」に関わる総合的な共通教養を身に付けるための「スポーツ文化」の学習（文化学習）、いわゆる「スポーツ・リテラシー」（清水、2011）の学習にまでは至っていないということを示唆しているものと思料される。

したがって、これからの大学体育においては、自分たちのスポーツ環境を左右する、上述したようなスポーツ基本法成立過程や政策形成過程などを含む、スポーツ文化の学習を通して、一人ひとりの学生がスポーツ文化を理解・享受し、コミュニケーションし、スポーツ文化推進の当事者（権利主体）としての自覚と責任を持って、社会・政策形成過程等に参画・協働してゆけるような「スポーツ的自立人間」（稲垣、1977；高橋、1979）の育成が喫緊の課題である。

2. スポーツ価値享受における「権利と義務の表裏一体関係」の学習

スポーツにはいろんな価値（良さ）があることは今更言うまでもないことであるが、そうした「スポーツの価値」は、私たち人間が日常生活の中でスポーツと豊かなかかわりをもたなければ生み出されない。その

ためには、「権利としてのスポーツ」、いわゆるスポーツの価値を普及するための原則としての「スポーツ権」が保障される必要がある。諸外国においては、1975（昭和50）年の「ヨーロッパ評議会みんなのスポーツ憲章」や1978（昭和53）年の「ユネスコ体育・スポーツ国際憲章」が採択され、スポーツ権が承認されるとともに、スポーツ政策の基本を定めるスポーツ基本法などが各国で制定され始めた。

翻って、わが国では、今回のスポーツ基本法の前文において、「スポーツは、世界共通の人類の文化である」ことを前提に、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、…（中略）… 又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない」といったように、諸外国に約35年遅れで、スポーツ権が認められた。これは、日本国憲法第13条の「幸福追求権」（「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」という基本的人権）をスポーツに適用したものであり、全ての人にスポーツをする権利や楽しむ権利があることを明確にしている（スポーツ基本法第二条）。

しかしながら、ここで注意しなければならないことは、こうしたスポーツ権（スポーツの価値を享受する「権利」）が、スポーツを創る・支えるという「義務」を果たすことで得られ（応益原理）、同時にそうした義務は一人ひとりの能力や力量に応じた貢献であればよい（応能原理）、といったような「応益・応能原理」を基本的要件としている、ということである。つまり、各個人の自己中心的なスポーツ権の主張と行使だけでは、昨今の「モンスターペアレント」（学校などに対して自己中心的で理不尽な要求や権利を主張する保護者）と同等であり、各個人のスポーツ権を主張し行使するのであれば、各個人が持っている能力や力量の範囲内で、スポーツ文化に対して「できる貢献」をしていくことが重要だということである。

したがって、これからの大学体育においては、スポーツ価値享受における「権利と義務（責任）の表裏一体関係」を学習できるだけの授業内容を吟味・設定していくことが重要である。

3. 「新しい公共」を担う人材の育成と重視

先にも述べたスポーツ立国戦略の戦略5においては、「『新しい公共』を担うコミュニティスポーツクラブの推進：地域のスポーツクラブにおいて、地域の課題（学校・地域連携、健康増進、体力向上、子育て支援

など）の解決も視野に入れて、地域住民が主体的に取り組むスポーツ活動を推進することにより、地域のクラブがスポーツを通じて「新しい公共」を担うコミュニティの拠点（コミュニティスポーツクラブ）として充実・発展していくことを促進する」といったように、住民が自主的に運営する「総合型地域スポーツクラブ」（以下「総合型クラブ」という）への大きな期待が寄せられている。平成23年7月1日現在で3,241ある総合型クラブの詳細については割愛するが、こうした総合型クラブへの大きな期待には、内閣府（「新しい公共」円卓会議）による「『新しい公共』宣言」（2010）の趣旨が色濃く反映されており、また、そうした総合型クラブを含む地域スポーツクラブに対するスポーツ振興事業支援・指導者配置・施設整備等についても、スポーツ基本法第二十一条において明確にされている。

そうした「『新しい公共』宣言」（2010）では、「人々の支え合いと活気のある社会。それをつくることに向けたさまざまな当事者の自発的な協働の場が『新しい公共』（p.1）であり、総合型クラブがそうした協働の場としての役割を果たすことが強調されている（p.10）。具体的には、「総合型クラブを拠点とした地域住民の主体的な取組：行政による無償の公共サービスから脱却し、地域住民が出し合う会費や寄附により自主的に運営するNPO型のコミュニティスポーツクラブが主体となって地域のスポーツ環境を形成する。学校・廃校施設の活用や学校へのクラブ指導者の派遣など、クラブと学校教育が融合したスポーツ・健康・文化にわたる多様な活動を通じて、世代間交流やコミュニティ・スクールへの発展につなげていく」といったように、「住民の、住民による、住民のためのスポーツ推進と地域づくり」の可能性が示唆されている。

したがって、これからの大学体育の使命は、私たちが生活する地域コミュニティの重要性やスポーツ推進における「地域分権」（住民参加・協働や住民自治）の意味（意義）を理解し、「新しい公共」を担う総合型クラブの育成・支援に寄与し得る人材の育成をめざしていくことにあって過言ではなからう。

IV. おわりに

このように、スポーツ基本法成立過程から、スポーツ・リテラシーの学習、スポーツ価値享受における権利と義務の表裏一体関係の学習、及び「新しい公共」を担う人材の育成と重視の3点を、大学体育を含む学校体育におけるこれからの課題として提言した。

しかしながら、スポーツ界にとってエポックメーキ

ングな出来事とも言えるスポーツ基本法制定に関する国民の関心は決して高いとはいえない。それが、わが国のスポーツに対する意識の現状であるが、今後、スポーツが文化として多くの人々にとって身近で、日常生活に彩りや豊かさを与えるものとして受け入れられるよう、スポーツ基本法をスポーツ文化推進のゴールではなくスタートとして捉え、上記のような課題を克服しながら、国民スポーツの推進における「当事者主権の確立」と「スポーツ価値の質的向上」が図られてゆくことを大いに期待したい。

文 献

- 超党派スポーツ議員連盟 新スポーツ振興法制定プロジェクトチーム (2009) スポーツ基本法に関する論点整理 (平成21年5月). <http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/kihonhou/attach/1308902.htm>
- 遠藤利明 (2007) 国家戦略としてのトップスポーツ—概略—. <<http://www.e-toshiaki.jp/news/070919.html>>
- 百留康隆 (2011) 記者の目:「スポーツ権」認められた基本法成立. 2011年6月22日付毎日新聞朝刊.
- 稲垣正浩 (1977) スポーツ教育と指導法—“スポーツ的自立人間”にむけて—. 体育科教育, 12月号: 15-18.
- インサイド:五輪ボイコット30年 (第3部)—歴代政権とスポーツ政策 [1] ~ [5]. 2010年8月3~7日付毎日新聞朝刊.
- インサイド:五輪ボイコット30年 (第4部)—文科省「スポーツ立国戦略」の課題 [1] ~ [5]. 2010年10月5~9日付毎日新聞朝刊.
- インサイド:スポーツ基本法制定へ—半世紀ぶりの全面改正 [1] ~ [4]. 2011年6月7~11日付毎日新聞朝刊.
- 熟議カケアイ—文科省政策創造エンジン—:我が国が「スポーツ立国」を目指す上で必要な方策は? . <http://jukugi.mext.go.jp/jukugi?jukugi_id=12>
- 河野一郎 (2011) 寄稿 スポーツ基本法成立とわが国スポーツのこれからの展開. 文部科学時報, 10月号 (no.1630): 9-11.
- 教育再生会議 (2007) 社会総がかりで教育再生を—第三次報告—. p.9.
- 教育再生懇談会 (2009) これまでの審議のまとめ—第四次報告—. <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouiku_kondan/houkoku/singi-matome4.pdf>
- 民主党 (2009) 民主政策集 INDEX2009. p.24.
- <<http://www1.dpj.or.jp/policy/manifesto/seisaku2009/img/INDEX2009.pdf>>
- 文部科学省 (2010) スポーツ立国戦略 (案)—スポーツコミュニティ・ニッポン— (平成22年7月20日).
- 文部科学省 (2010) スポーツ立国戦略—スポーツコミュニティ・ニッポン— (平成22年8月26日).
- 文部科学大臣 (2011) 「1.スポーツ基本計画の策定について (諮問)». <http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1311503.htm>
- 文部科学省スポーツ・青少年局 (2011) 解説 スポーツ基本法について. 文部科学時報, 10月号 (no.1630): 7-8.
- 内閣府「新しい公共」円卓会議 (2010) 「新しい公共」宣言 (平成22年6月4日). <<http://www5.cao.go.jp/entaku/pdf/declaration-nihongo.pdf>>
- 日本弁護士連合会 (2010) スポーツ基本法の立法に向けての意見書. <<http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/100820.pdf>>
- 日本スポーツ法学会 (1977) スポーツ基本法要綱案 (1997年12月20日). <<http://jsla.gr.jp/j/fundamental%20law%20of%20the%20sports.htm>>
- ニュース争論:スポーツ庁設置されたら. 2011年7月25日付毎日新聞朝刊.
- 斎藤健司 (2011) スポーツ立国戦略に関するスポーツ基本法立法の資格からの提言—スポーツ政策形成過程におけるヒアリング制度の課題. 筑波大学体育科学系, 34: 91-98.
- 斎藤健司 (2011) スポーツ基本法私案. 筑波大学体育科学系, 34: 99-108.
- 澤田大祐 (2011) スポーツ政策の現状と課題—「スポーツ基本法」の成立をめぐる—. 調査と情報, 第722号: 1-12.
- 清水紀宏 (2010) 体育・スポーツ関係者は「スポーツ立国戦略」にどう向き合うべきか. 体育科教育, 11月号: 10-13.
- 清水紀宏 (2011) 次期「スポーツ基本計画」について考える (論点メモ). 日本体育・スポーツ経営学会第41回研究集会 (早稲田大学).
- スポーツ振興に関する懇談会 (2007) 「スポーツ立国」ニッポン—国家戦略としてのトップスポーツ—. 政策特報, 1295: 50-84.
- 高橋健夫 (1979) 遊戯とスポーツ教育—スポーツ教育の理念構想—. 丹羽劭昭 (他著) 遊戯と運動文化. 道和書院: 東京, pp.337-379.